

放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型運営について

1 一体型運営について

一体型運営は、厚生労働省及び文部科学省が連携して進めている「新・放課後子ども総合プラン」に示されており、全ての児童が、放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、全ての小学校区で、主として学校施設内で実施することが望ましいとされています。

本市も、これを進めるとともに民間委託を進め、現状の運営形態を一体型に変更することで、課題解決を図りたいと考えています。

2 一体型運営の方針

市内の放課後児童クラブ（8か所）と放課後子ども教室（4か所）を民間委託を行うと共に、校内に多目的棟等があり、放課後児童クラブと放課後子ども教室が併設している小学校（3校）から一体型を始め、最終的に全校での実施を目指します。

(1) 放課後児童クラブ

毎週土曜日の保育及び午後7時までの預かり時間延長を目指します。また、サービスに応じて利用料及び利用料減免の条件も検討を行います。

(2) 放課後子ども教室

現状、週1日の利用から、複数日の利用を可能にした場合を想定し、月の利用希望日数に応じた利用料金体制を検討します。

3 今後の進め方

(1) 令和5年度

ア 公募型プロポーザルの実施（6月から9月）

イ 令和6年度実施に向けた利用料の見直し

(2) 令和6年度

多目的棟等がある3小学校区（東小、南小、北小）で一体型実施を目指します。

(3) 令和7年度以降

長小、西小、市小における一体型運営の実施

※新たに一体型を実施できる準備ができた学校区から、順次実施します。